令和８年 10 月 30 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長　　殿

大阪税関業務部
管理課長　青嶋　亜紀子

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する
不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、標記のことについて、関税定率法第８条第１項、第２項、第 32 項及び第 37 項の規定に基づき、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和８年政令第 340 号）が制定され、下記のとおり、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して不当廉売関税が発動されることになりました。
つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．該当物品及び統計品目番号
下表に掲げる物品（ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板）で、令和８年 10 月 31 日（土）から令和 13 年 10 月 30 日（木）までの期間内に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするもの又は同国及び同地域から本邦に輸出されたものに限る。）。
ただし、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して中国及び台湾において熱延鋼帯（関税定率法の別表第７２１９．１１号から第７２１９．１４号まで及び第７２１９．９０号並びに第７２２０．１１号、第７２２０．１２号及び第７２２０．９０号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が税関長に提出されたものを除く。

対象となる物品
関税定率法の別表第７２１９．３１号から第７２１９．９０号まで並びに第７２２０．２０号及び第７２２０．９０号に掲げる物品のうち、いずれにも該当するもの イ　ニッケルの含有量が全重量の０．６パーセントを超えるもの ロ　冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。） （１）長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの （２）長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

２．発動後の税率

対　　象	税　　率
中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたもの	一般の関税＋４２．１％
台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦に輸出されたもの（中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたものを除く。）	一般の関税＋２０．１％
下表の左欄に掲げる生産者により生産されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板	それぞれ下記表の右欄に定める税率

生　産　者	税　　率
グァンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（ＧＵＡＮＧＤＯＮＧ　ＹＯＮＧＪＩＮ ＭＥＴＡＬ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋２７．７％
シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（ＳＨＡＮＸＩ　ＴＡＩＧＡＮＧ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋２７．７％
シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（ＳＨＡＮＧＨＡＩ　ＳＴＡＬ　ＰＲＥＣＩＳＩＯＮ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋２７．７％
ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（ＪＩＡＧＳＵ　ＹＯＮＧＪＩＮ　ＭＥＴＡＬ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋２７．７％
ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド（ＮＩＮＧＢＯ　ＢＡＯＸＩＮ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋２７．７％
イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション（ＹＩＥＨ　ＵＮＩＴＥＤ　ＳＴＥＥＬ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ）	一般の関税＋３．６％
ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド（ＪＩＥ　ＪＩＮ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＩＮＤＵＳＴＲＹ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋３．６％
タイワン・ニッポン・プレシジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド（ＴＡＩＷＡＮ　ＮＩＰＰＯＮ　ＰＲＥＣＩＳＩＯＮ　ＳＴＲＩＰ　ＭＡＴＥＲＩＡＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋３．６％
タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド（ＴＡＮＧ　ＥＮＧ　ＩＲＯＮ　ＷＯＲＫＳ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋３．６％
トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（ＴＵＮＧ　ＭＵＮＧ　ＤＥＶＥＬＯＰＭＥＮＴ　ＣＯ．，ＬＴＤ．）	一般の関税＋３．６％
ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション（ＹＵＡＮ　ＬＯＮＧ　ＳＴＡＩＮＬＥＳＳ　ＳＴＥＥＬ　ＣＯＲＰ．）	一般の関税＋３．６％

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第１部門
（０６－６５７６－３３１３）までお問い合わせください。